令和８年度第４回　府中市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年７月２５日(木)午前９時３０分から午前９時５０分

２．開催場所　府中市役所　３階　302・303会議室

３．出席委員　１０人

１番　秋山　剛	２番　古城達成	３番　竹内茂樹
４番　野津田はるみ	５番　坂永年弘	７番　上岡稔弘
８番　小森山仁司	９番　藤江真二	10番　木戸安江
11番　田中智文		

推１番　亀井茂樹	推３番　藤岡順明	推４番　藤村直温
推５番　向田定男	推６番　横山寿人	推７番　田渕　渉
推８番　中土貴仁	推９番　加納　巧	推10番　宮本敬司
推11番　石口　薫	推12番　吉川甲一	

４．欠席委員　６番　瀬尾　毅

５．傍聴人　　なし

６．議事日程

第１　開会あいさつ
第２　議事録署名人の指名
第３　協議事項
　議案第10号　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第11号　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第12号　非農地証明交付申請について
第４　報告事項
　報告第７号　農地法第５条の規定による届出について
第５　その他
（１）８月の総会の日程について

７．農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	田原　慎吾
農地係係長	皿海　真二
農地係主事	上藤　匠馬
会計年度任用職員	加茂　久美

８．会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和８年度第４回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は６番　瀬尾委員です。定数に達しておりますので、令和８年度

第４回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】それでは、日程第２　議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、２番 古城委員、３番 竹内委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】それでは、日程第３ 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第５号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤)】（議案第 10 号を説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号１から番号４は前委員の担当ですので事務局から説明をお願いします。

【事務局（上藤)】番号１から番号３は、７月 17 日に４名で現地確認を行っています。番号１は、譲渡人が市外に居住しており、高齢で農業後継者もおられないことから、該当農地に隣接しているところに居住している、譲受人に渡されるとのことです。譲受人は農業経験も十分にあり問題ないと思われます。

番号２は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作が困難であることから、幅広く耕作をされている譲受人に渡されるとのことです。問題ないと思われます。

番号３は、譲渡人は相続により農地を取得したが、耕作することが出来ないため、譲られるそうです。譲受人は現在耕作している土地が湾曲しており、耕作が難しいため該当地を取得し、直線の境の土地にして今後も耕作を続けられるとのことです。

番号４は、７月 13 日に３名で現地確認を行っています。譲渡人は市外に居住しており耕作管理が出来ないので、長年耕作管理をしていただいている譲受人に渡されることになりました。譲受人の自宅前に該当地があり自身の圃場の続きでもあるため、十分に管理が出来ることから問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号５を横山委員お願いします。

【推６番　横山委員】７月 16 日に野津田委員､行政書士の３名で現地確認を行いました。譲渡人は、遠方に居住しており耕作管理が出来ないことから、以前より維持管理を含めて申請地を借りて耕作をしていた譲受人にこの度譲渡されることにしたそうです。今後も引き続き耕作をされるとのことで問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 10 号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 10 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 11 号　農地用第５条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 11 号説明）

【議長】次に担当委員の補足説明をお願いします。番号１及び番号２を加納委員お願いします。

【推９番　加納委員】竹内委員、事務局、譲受人の４名で現地確認を行いました。太陽光発電施設用地としての土地を探していたところ、譲渡人と話しがまとまり、土地の有効活用をするため、この度申請をされたとのことです。当初は、排水について、溝もなく自然流下とのことで、下部にある農地に影響がでないかなど協議を行っていましたが、土地の所有者がこの度申請されている譲渡人であったため、問題ないとの了解が得れたとの説明を受けました。問題はないと思われます。

【議長】続いて番号３ですが、前委員の担当ですので事務局から説明をお願いします。

【事務局（上藤）】７月 17 日に４名で現地確認を行っています。当日は譲渡人からの説明も受けました。該当地は、長年耕作をしておらず草刈等の管理のみを行っていたところです。譲受人は広い道路に面しており、トラックなど大型車両の出入りが容易である資材置き場用地を探しており、話がまとまったそうです。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 11 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 11 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 12 号　非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 12 号説明）

【議長】それでは担当委員の補足説明ですが、前委員の担当ですので事務局から説明をお願いします。

【事務局（上藤）】７月 17 日に４名で現地確認を行っています。番号１は、1969 年の航空写真では既に建物が建っており、2023 年時点までは建物があった状態です。現在は更地となっている状態です。番号２は、1985 年に相続をした際には既に公衆用道路として利用をされていた状態です。番号３は、1996 年に建てられた店舗の敷地と

して当時から利用をされており、現在も引き続いて利用をされている状態です。
３件とも今後農地として耕作できる状態ではなく、やむを得ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 12 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 12 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第４　報告事項に入ります。報告第７号　農地法第５条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤)】（報告第７号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第５　その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、８月２５日（火）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は８月２５日（火）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和８年７月２７日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人